

地方公共団体情報システム機構代表者会議会議規則

平成26年4月1日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定

(趣旨)

第1条 地方公共団体情報システム機構代表者会議(以下「代表者会議」という。)の会議に関しては、地方公共団体情報システム機構定款(平成26年3月25日総務大臣認可。以下「定款」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集の通知)

第2条 定款第9条に規定する代表者会議の議長(以下「議長」という。)は、代表者会議を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ議長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第3条 出席委員(定款第10条第3項の規定において出席したものとみなす委員を含む。)の数が、前条第1項の規定に基づき通知した日時及び場所において、定款第10条第1項に規定する定足数に達したときは、議長が開会を宣告する。

2 閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第4条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(表決の方法)

第5条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長は、他の表決方法を用いることができる。

2 議長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したものとしてその旨を宣告することができる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名並びに欠席委員で定款第10条第3項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名及び書面表決をした委員の氏名

(3) 議事の大要

(4) 議決した事項及び賛否の数

2 定款第10条第4項の規定により代表者会議の議決に代えた場合は、前項の規定にかかわらず、議長は、会議録に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 議決に代えた日

(2) 委員の氏名

(3) 議決に代えた事項及び賛否の数

3 会議録は書面で作成し、議長が記名押印するものとする。

4 会議録は、公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、代表者会議の会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。